

離乳食教室に参加しませんか？

生後4～7ヶ月児の保護者を対象にした離乳食（初期、中期）の教室を開催します。

教室では、講話（離乳食のポイント、進め方など）調理実習（初期、中期）試食などを予定しています。気軽にご参加下さい。

日時 11月12日（金）9時30分～12時00分

場所 町民会館 1階 和室・調理室

持ち物 エプロン、三角巾、手ふき
タオル、離乳食ガイドブック

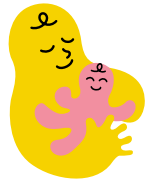
参加費 無料です

申込締切 11月8日（月）まで

その他 当日は託児があります

申込・問い合わせ先

役場 保健福祉課健康医療グループ・栄養士
☎76 - 2151 内線 232



年末調整や確定申告には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を

平成22年中に国民年金保険料を納付した方には日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町民税の社会保険料控除の対象となります。そのためには「控除証明書」を添付して申請しなければなりません。確定申告や年末調整の際には、「控除証明書」や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料を納付した期間	「控除証明書」が送られてくる時期
平成22年1月1日から9月30日までの間に納付された方	11月上旬
平成22年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて納付された方	来年2月上旬

「控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納めた場合は、その分も合わせて申告できます。「控除証明書」と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。

なお、世帯主または配偶者が家族の国民年金保険料を納めた場合には、納付した人がその保険料を申告することができます。

問い合わせ先

控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570 - 070 - 117

受付 平成22年11月1日～平成23年3月15日
（12月29日～1月3日は除く）

月曜日 8：30～19：00

火～金曜日 8：30～17：15

11月は、労働保険適用促進強化月間

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられております。

厚生労働省では、「未手続事業の一扫」を年間の通じた主要課題と位置付けたうえで、11月を「労働保険適用促進強化月間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）でご相談してください。

問い合わせ先

北見労働基準監督署 ☎0157-23-7406

個人事業税・第2期の納期限は11月30日です

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業 など	5%
第二種事業	畜産業、水産業 など	4%
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業 など	5%
	あん摩・はり・きゅう業 など	3%

・オホーツク総合振興局から送付済みの納税通知書で、第1期（8月31日期限）と第2期（11月30日期限）の2回に分けて納めていただきます。年税額が1万円以下の場合、第1期に全額納めていただきます。

・第2期分は、11月30日（火）までに納税してください。

・納税通知書を紛失された場合や納税についてのご相談は、次まで問い合わせ下さい。

・道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替もご利用できます。

連絡・問い合わせ先

オホーツク総合振興局地域振興部税務課

事業税問税係 ☎ 0152 - 41 - 0613

水質検査結果をお知らせします

水質検査計画を定めています

私たちが、毎日飲用として使っている水道水。この水道水は、水道法によって厳しい水質基準が定められ、水源地从り浄水場、各家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

この水質検査を「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度で行うかなどを表したものが水質検査計画です。

今回は、この計画に基づき毎月検査している項目の結果について下記のとおりお知らせします。

検査した水は、津別市街や活汲・恩根・最上地区を給水区域にしている上里を水源とする水道水、もう一つは本岐や相生地区を給水区域としている相生が水源の水質検査です。

どちらも湧き水で、そのままでも水質基準の項目をクリアしています

津別の水は51項目の
厳しい水質基準を
クリアしています



が、水道法で滅菌が義務付けられているため、必要最小量の塩素注入を行い、安全な水として皆さんの家庭に届けています。

水は地球からの大切な贈り物

私たちは水の星に暮らしています。しかし地球上の水の97%は海水で、私たちが利用できる水は全体の1%弱しかありません。

その地球環境に水資源を含め注意信号がでています。

水が汚れると飲料水にするためには、多くのエネルギーを消費しなければなりません。

環境への負荷を極力少なくするために水源林の保全など私たちのできることから、地球を守る工夫を始めましょう。

水道事業は、常に安全で安心して飲むことのできる水の安全給水に努めています。

安全でおいしい津別の水道水

津別町水道水の水質検査結果

項目	水道法で定められた基準値	津別町の上水道	本岐・相生の簡易水道	説明
一般細菌	100/ml以下	0/ml	0/ml	水の一般的清浄度を示す指標。平常時は水道水中には極めて少ないが著しく増加した場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	大腸菌及び大腸菌と性状の似た細菌の総称。人、動物の腸管内や土壌に存在。検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがある。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.15mg/l	0.22mg/l	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出される。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症（チアノーゼ症）を起こすことがある。
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管が原因で検出されることがある。高濃度に含まれると赤水・異臭味（カナ気）や、洗濯物などを着色する原因となる。
塩化物イオン	200mg/l以下	2.5mg/l	3.1mg/l	地質や海水の浸透、下水・家庭排水・工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となる。
有機物（全有機物炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.3mg/l	0.3mg/l	有機物などによる汚れの度合いを示し、土壌に起因するほか、し尿・下水・工場排水などの混入によって増加する。水道水中に多いと渋みがある。
PH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.7	0から14の数値で表され、PH値7が中性、7から小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の味は、地質または海水・工場排水・化学薬品などの混入及び藻類等生物の繁殖に伴うほか、水道水では、使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	水の臭気は、藻類等生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うほか、水道水では、残留窒素や使用される管の内部塗装剤などに起因することもある。
色度	5度以下	1度	1度	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえる。
濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえる。
残留塩素	0.1mg/l程度以上	0.30mg/l	0.30mg/l	水道法では、水道水の衛生を確保するために塩素消毒を行うことが定められている。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいう。

測定した水は、平成22年9月15日に上里・相生の水道水（蛇口）から採取したものです。